

令和3年2月17日
東海北陸厚生局

保険医療機関の指定の取消について

標記について、令和3年2月16日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は以下のとおり行政処分等することを決定しましたのでお知らせいたします。

1 行政処分等の内容

保険医療機関の指定の取消

名 称	藤井病院
所在地	石川県金沢市古府1丁目150
開設者	医療法人社団博洋会 理事長 藤井 博之
取消年月日	令和4年1月1日
根拠となる法律	健康保険法第80条第2号、3号、6号

2 監査を行うに至った経緯

平成28年8月31日に東海北陸厚生局石川事務所に対し、同月30日に適時調査を受けた藤井病院について、病棟の看護師が不足しており、勤務表、タイムカード、病棟管理日誌等を作り替えていた旨の情報提供があった。

平成29年9月5日、適時調査を実施し、平成28年8月30日に実施した適時調査の事前提出資料として提出された平成28年7月分の勤務表及び様式9（病棟の看護要員の勤務時間等を計上した届出書類）と、看護記録等を突合したところ、複数の看護要員の氏名が相違していることや検査部等に所属している職員が、勤務表及び様式9では病棟勤務として記載されていることが判明した。

このことについて、当時の事務長に確認したところ、勤務表及び様式9の改ざんを認め、改ざん前の勤務表の提出があったことから、平成28年6月17日に届出された療養病棟入院料1及び回復期リハビリテーション病棟入院料2の届出が虚偽である疑いが生じたため適時調査を中断した。

平成30年2月22日、個別指導の実施及び適時調査の再開を行い、先に提出された様式9の確認をしたが、多数の計算誤りがあったことから、再提出を指示し、個別指導及び適時調査を中断した。

適時調査の中断後に提出された様式9等に基づき確認したところ、平成27年

1月14日、平成28年8月30日及び平成29年9月5日の適時調査について、病棟に勤務していない職員を病棟に勤務している看護要員として様式9等を作成し、適時調査を受けていたことが確認された。

また、平成26年度から平成29年度の定例報告について、事実と異なる内容で報告されていることが確認された。

さらに、平成28年6月17日に届出された療養病棟入院基本料1及び回復期リハビリテーション病棟入院料2の平成28年7月の様式9について、改ざんした勤務表の勤務計画から様式9を作成して届け出ていることが確認された。

以上のことから、施設基準の虚偽の届出による不正請求の疑義が濃厚となったので、個別指導及び適時調査を中止し、監査を実施した。

3 行政処分等の主な理由

監査において判明した行政処分等の理由となる主な事実は以下のとおり。

- (1) 夜勤の看護要員の配置が施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、実際の勤務実態とは異なる勤務時間等を記載した届出を行い、診療報酬を不正に請求していた。
- (2) 不正請求分に係る一部負担金を受領していた。
- (3) 月平均1日看護職員配置数、月平均1日看護補助者配置数及び1日平均入院患者数について事実と異なる報告を行っていた。

4 不正請求額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成25年9月から平成30年8月分までのレセプトのうち以下のとおり。

不正請求	261名	950件	159,072,267円
------	------	------	--------------

5 再指定

原則として、指定取消年月日から5年間は保険医療機関の再指定は行わない。